

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年6月26日

**【会社名】** 株式会社ジャパンディスプレイ

**【英訳名】** Japan Display Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 東入来 信博

**【本店の所在の場所】** 東京都港区西新橋三丁目7番1号

**【電話番号】** 03-6732-8100(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 法務部 シニアゼネラルマネージャー 佐藤 二郎

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区西新橋三丁目7番1号

**【電話番号】** 03-6732-8100(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 法務部 シニアゼネラルマネージャー 佐藤 二郎

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成29年6月21日開催の当社第15期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

平成29年6月22日を効力発生日として、その他資本剰余金 116,049,147,630円のうち42,738,789,919円を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を補填する。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、東入來信博、有賀修二、勝又幹英、東伸之、白井克彦、下河邊和彦、橋本孝久の各氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、川崎和雄、江藤洋一、川嶋俊昭の各氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役の補欠として、大塚啓一氏を選任する。

第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

社取締役の報酬年額2億5,000万円以内の枠内で、当社取締役1名（社外取締役を除く新任取締役）に対して報酬として新株予約権を6,000万円の範囲で付与する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	3,654,420	59,421	39,381	(注)	可決 (96.68%)
第2号議案 取締役7名選任の件					
東入來 信博	3,457,746	256,122	39,345		可決 (91.48%)
有賀 修二	3,136,797	577,078	39,345		可決 (82.99%)
勝又 幹英	3,305,310	408,563	39,345		可決 (87.44%)
東 伸之	3,304,793	409,080	39,345	(注)	可決 (87.43%)
白井 克彦	3,171,126	542,748	39,345		可決 (83.89%)
下河邊 和彦	3,650,615	63,260	39,345		可決 (96.58%)
橋本 孝久	3,650,900	62,975	39,345		可決 (96.59%)
第3号議案 監査役3名選任の件					
川崎 和雄	3,623,241	90,650	39,333	(注)	可決 (95.85%)
江藤 洋一	3,656,081	57,814	39,333		可決 (96.72%)
川嶋 俊昭	3,643,759	70,136	39,333		可決 (96.40%)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	3,655,367	58,418	39,422	(注)	可決 (96.71%)

第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件	3,542,954	171,011	39,127	(注)	可決 (93.73%)
--------------------------------------	-----------	---------	--------	-----	-------------

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上